

「営業秘密」を知っていますか？

令和5年度 不正競争防止法委員会

委員 原 一敬

1. 「営業秘密」を知っていますか？

「営業秘密」を知っていますか？現実社会やドラマの中でこのような質問が行われるシチュエーションは、どのようなシチュエーションであるか想像できますか？例えば、私であれば以下のようなシチュエーションを真っ先に思い浮かべます。

ある居酒屋で30代の二人の男性AとBが、会社帰りに酒を飲んでいる。AとBは、とあるメーカの開発者で、BがAの2つ上の親しい先輩である。AはBがそのメーカを退職すると聞き、個人的に送別会を開きたいとBに申し入れて、この日の飲み会となった。この飲み会でAは、Bが退職後、このメーカの競合他社に転職し、その競合他社で似たような機種の開発を行うことを知った。Bは意気軒昂である。職場で知財担当をしているAは、水を差すようになるかもしれないが、敢えてBに問いかけた。「営業秘密」を知っていますか？」そして、続けてこう言った。「営業秘密の取り扱いを間違えると、犯罪者になったり、賠償金を支払うようになったりするので注意したほうがいいですよ。」と。

戦後の日本では、いい意味で終身雇用制度が維持され、人材の流動化は限定的でした。最近はこの終身雇用制度の限界により人材が流動化しています。この人材の流動化により、先に勤めていた会社の営業秘密を、次の会社で利用しようとする輩（やから）が現れ、社会的な問題となりました。これらの問題を受けて、「営業秘密」を条文で規定している不正競争防止法は何度も改正されています。「営業秘密」に関する差止請求等の規定は、1990年（平成2年）に新たに導入されるとともに、「営業秘密」に関する刑事罰の適用、罰金上限の引き上げ（法定刑で最大10億円！！）、または処罰対象範囲の拡大などの改正が行われています。

さて、では「営業秘密」とは何でしょうか？ウィキペディアで調べると「トレードシークレット」のページに飛び、その中で「不正競争防止法」で、「トレードシークレット」が「営業秘密」と呼ばれていると記載されています。厳密には、「営業秘密」という言葉は、不正競争防止法の中で定義されている法律用語です。不正競争防止法第2条第6項では以下のよう「営業秘密」を定義しています。

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

この条文の意味するところは、不正競争防止法の中では、「営業秘密」は、「秘密管理性」、「有用性」、「非公知性」を有している情報となります。

私は現在特許事務所に勤める弁理士ですが、特許事務所に勤める前は、メーカーの研究者として発明をする立場にありました。そしてメーカーの研究者として、他社または大学等の研究者と共同で研究を行うことがありました。この場合、どの情報を公にするか、または秘密として扱うかは大きな問題でした。今思えば、私が扱っていた情報の多くは、上記の3つの要件である「秘密管理性」、「有用性」、「非公知性」を有していた情報であり、間違いなく「営業秘密」に該当していました。しかし、メーカーに勤めていたときに、その営業秘密に関して取り扱いを間違えると、犯罪者になったり、賠償金を支払うようになっていたりすることまで理解していたかという点、怪しいです。

このコラムの読者の方々においては、「営業秘密」について、それ自体の意味と共に、どのような取り扱いが必要かを感じてもらえたらと思います。

以上